

児童手当に関する見直しについて

令和2年12月25日

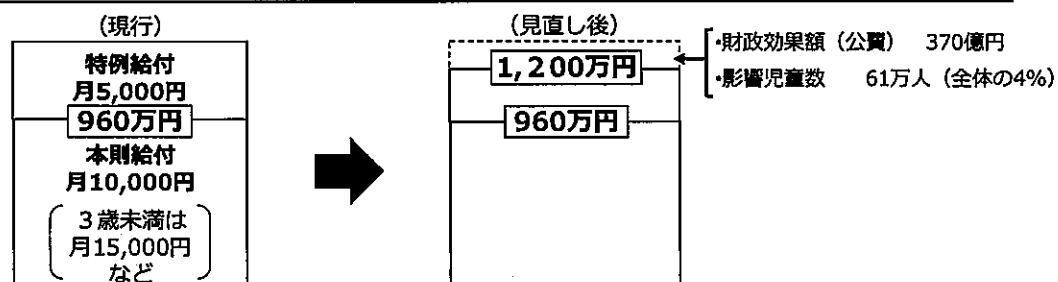
児童手当の見直しについて

児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。

- 世帯合算は導入せず、主たる生計維持者の所得で判断
- 年収1,200万円*以上の者への特例給付を廃止
(*子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合、扶養人数に応じた所得額は政令で定める。)
- 施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年10月支給分から適用。

⇒ 上記について、令和3年通常国会に必要な法案の提出を図る。

(併せて、毎年受給者に提出を求めている現況届の届出義務を廃止し、受給者の負担軽減を図る。)



(参考) 全世代型社会保障改革の方針（令和2年12月15日閣議決定）

2. 待機児童の解消

(前略)

その際、児童手当については、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）等に基づき、高所得の主たる生計維持者（年収1,200万円以上の者）を特例給付の対象外とする。

児童手当の見直しの施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年（2022年）10月支給分から適用する。

これらのために、令和3年（2021年）の通常国会に必要な法案の提出を図る。

また、少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組を進める。その際、児童手当について、多子世帯等への給付の拡充や世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘も含め、財源確保の具体的方策と併せて、引き続き検討する。

特例給付の支給対象外となる主たる生計維持者の所得・収入基準について（イメージ）

- 特例給付の支給対象外となる基準について、子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合、主たる生計維持者の年収を1,200万円とする。

その場合における、政令で定める所得額の基準と、それに対応する給与収入額の目安は下記表のとおり。所得額に扶養親族等1人当たり所得税法上の扶養控除相当の38万円を所得額・収入額目安に原則加減算したもの。

イメージ

（単位：万円）

扶養親族等の数 （カッコ内は例）	所得額	収入額目安
0人（前年末に児童が生まれていない場合 等）	858	1071
1人（児童1人の場合 等）	896	1124
2人（児童1人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	934	1162
3人（児童2人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	972	1200
4人（児童3人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	1010	1238
5人（児童4人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	1048	1276

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下、「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいう。
扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは4.4万円）を加算した額となる。
収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額である（実際の適用は政令で定める所得額で行い、収入額は用いない）。

児童手当制度の概要等

児童手当制度(昭和47年創設)

制度の目的	家庭等の生活の安定に寄与する ・ 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する						
対象児童	国内に住所を有する中学校修了まで (15歳に到達後の最初の年度末まで) の児童(住基登録者：外国人含む) ※対象児童 1610万人 (うち特例給付160万人) (令和2年度予算)	受給資格者		・ 監護・生計同一(生計維持)要件を満たす父母等 ※所得制限限度額(年収ベース) 960万円(夫婦と児童2人の場合) ・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等			
手当月額 (一人当たり)	0～3歳未満 一律15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 中学生 一律10,000円 所得制限限度額以上 一律5,000円(特例給付)						
支払月	毎年2月、6月、10月(前月までの4か月分を支払)						
実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施						
費用負担	国、地方(都道府県・市区町村)、事業主拠出金で構成 ※事業主拠出金は、標準報酬月額・標準賞与額を基準とし、拠出金率(3.6/1000)を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当						
		被用者		非被用者		公務員	
0歳～3歳未満	〔児童手当〕	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10
		国 2/3	地方 1/3		国 2/3	地方 1/3	所属10/10
	〔特例給付〕			国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3
3歳～中学生		国 2/3		地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10
給付総額	令和2年度予算：2兆929億円(うち特例給付 957億円)〔国負担分：1兆1,496億円、地方負担分：5,748億円 事業主負担分：1,765億円、公務員分：1,919億円〕						

4

児童手当(本則給付)の支給対象外となる主たる生計維持者の所得・収入基準について(現行)

- 児童手当(本則給付)が支給されないこととなる所得額(特例給付の対象となる基準)。
(子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合、収入額目安は960万円)

(単位：万円)

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得額	収入額目安
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6
2人 (児童1人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8
3人 (児童2人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960
4人 (児童3人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774	1002
5人 (児童4人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等)	812	1040

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下、「扶養親族等」という。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいう。
扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となる。
収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額である(実際の適用は政令で定める所得額で行い、収入額は用いない)。

5

令和2年度予算における児童手当支給対象児童数・予算額

		児童手当		特例給付		合計児童数
		月額	児童数	月額	児童数	
3歳未満	第1子	15,000円	130万人	5,000円	9万人	140万人
	第2子		100万人		7万人	110万人
	第3子以降		50万人		3万人	50万人
3歳～小学生	第1子	10,000円	410万人	5,000円	40万人	450万人
	第2子		310万人		30万人	350万人
	第3子以降	15,000円	160万人		20万人	170万人
中学生	第1子	10,000円	140万人	5,000円	20万人	160万人
	第2子		100万人		20万人	120万人
	第3子以降		60万人		10万人	70万人
合 計			1,450万人		160万人	1,610万人
予算額			1兆9,970億円		960億円	2兆 930億円

※数字は概数であり、端数処理により合計が一致しないことがある。

※児童数・予算額は公務員分も含んだ数値である。

6

児童手当 給付額・支給対象児童数

給付額（予算額）								
平成24年度 （児童手当）	平成25年度 （児童手当）	平成26年度 （児童手当）	平成27年度 （児童手当）	平成28年度 （児童手当）	平成29年度 （児童手当）	平成30年度 （児童手当）	令和元年度 （児童手当）	令和2年度 （児童手当）
2兆2860億円	2兆2630億円	2兆2250億円	2兆2300億円	2兆2220億円	2兆1990億円	2兆1690億円	2兆1250億円	2兆930億円

支給対象児童数及び受給者数（実績人数）									
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
本則給付	支給対象児童数	1,650万人	1,630万人	1,610万人	1,590万人	1,560万人	1,530万人	1,510万人	1,480万人
	受給者数	990万人	980万人	970万人	960万人	940万人	920万人	910万人	890万人
特例給付	支給対象児童数	130万人	130万人	130万人	140万人	140万人	150万人	150万人	160万人
	受給者数	80万人	80万人	80万人	90万人	90万人	90万人	100万人	100万人
総 計	支給対象児童数	1,780万人	1,760万人	1,740万人	1,720万人※	1,700万人	1,680万人	1,660万人	1,640万人
	受給者数	1,070万人	1,060万人	1,050万人	1,040万人※	1,030万人	1,020万人※	1,000万人※	990万人

※ 児童手当事業年報による各年度2月末の実績。

※ 四捨五入により、「総計」と内訳の合計に差が生じている。

7

児童手当に関する制度改正の経緯

児童手当 (～21年度)	子ども手当 (22年4月～23年9月)	子ども手当 (23年10月～24年3月)	児童手当 (24年度～)
支給対象となる児童・支給額 【0～3歳未満】 月額10,000円 【3歳～小学校修了】 第1子・第2子 月額 5,000円 第3子以降 月額10,000円 【中学生】 (支給せず)	支給対象となる児童・支給額 【0歳～中学生】 一律 月額13,000円	支給対象となる児童・支給額 【0～3歳未満】 月額15,000円 【3歳～小学校修了】 第1子・第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 【中学生】 月額10,000円	支給対象となる児童・支給額 1. 所得制限内 【0～3歳未満】 月額15,000円 【3歳～小学校修了】 第1子・第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 【中学生】 月額10,000円 2. 所得制限超 ※当分の間の特例給付(法附則)(24年6月分～) 月額 5,000円
所得制限 所得制限 有り 被用者: 年収860万円 (専業主婦、児童二人世帯) ※ 扶養親族数により差がある。	所得制限 所得制限 無し	所得制限 所得制限 無し	所得制限 所得制限 有り(24年6月分～) 年収960万円 (専業主婦、児童二人世帯) ※ 扶養親族数により差がある。

※ 年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除(扶養控除の上乗せ部分)の廃止
(所得税:23年分～、住民税:24年度分～)

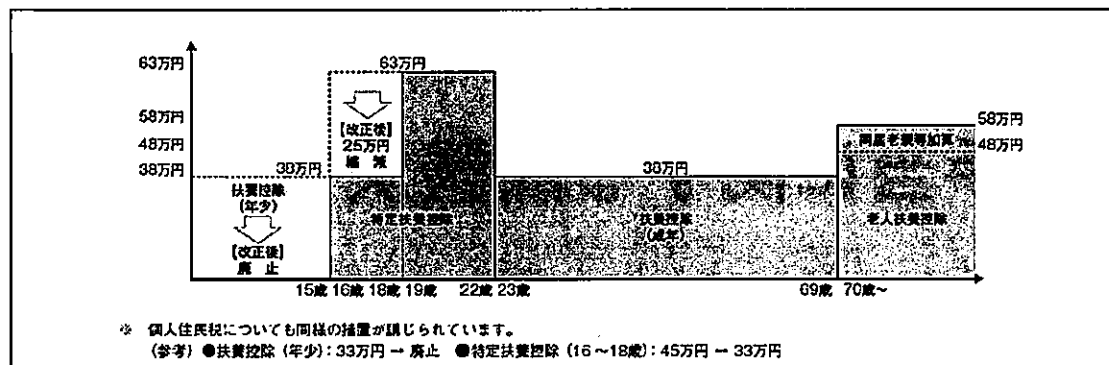
8

年少扶養控除等・所得金額調整控除について

平成22年度税制改正 年少扶養控除の廃止等

所得税: 平成23年分から適用
住民税: 平成24年度分から適用

- 子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族(16歳未満の児童)に対する扶養控除(所得税: 38万円、住民税: 33万円)を廃止するとともに、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(所得税: 25万円、住民税: 12万円)を廃止。



出所: 平成22年度税制改正
に関するパンフレット
(財務省)

平成30年度税制改正 所得金額調整控除の創設

所得税: 令和2年分から適用
住民税: 令和3年度分から適用

- 給与等の収入金額が850万円を越える者であって、23歳未満の扶養親族がいる場合などには、最大15万円を控除する所得金額調整控除を創設。

※ 夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることが可能(最大合計30万円の控除)。

(参考) 平成30年度税制改正において、給与等の収入金額が850万円以上の者に対する給与所得控除を実質15万円引き下げたこととともない、子育て等に対して配慮する観点から、23歳未満の扶養親族がいる方などについて負担増が生じないようにするため、上記の控除を創設したもの。

9

諸外国の児童手当制度の比較

	日本	ドイツ	フランス	イギリス	スウェーデン	アメリカ
支給対象	・第1子から ・中学校修了まで ※受給者は親	・第1子から ・18歳未満 （失業者は21歳未満、 学生は25歳未満、 25歳到達前の障害 で就労困難の場合 は無期限） ※受給者は親	・第2子以降 ・20歳未満 ※受給者は親	・第1子から ・16歳未満 〔学生又は就労訓練 中の者は20歳未満〕 ※受給者は親	・第1子から ・16歳未満 （学生は18歳まで） ※受給者は親	制度無し
支給月額	3歳未満 1.5万円 3歳以上小学校修了前 1.0万円 （第3子以降1.5万円） 中学生 1.0万円	第1・2子 約2.4万円 （204€） 第3子 約2.5万円 （210€） 第4子以降 約2.7万円 （235€） ※低所得者に加算有り +最大約2.2万円 （+185€）	第2子 約1.5万円 （131.55€） 第3子以降 約2.0万円 （168.55€） ※14歳以上に加算有り +約0.8万円 （+65.78€）	第1子 約1.1万円 （20.70 £ /w） 第2子以降 約0.7万円 （13.70 £ /w） ※給付額の基準は週単位	第1子 約1.4万円 第2子 約1.5万円 第3子 約2.0万円 第4子 約2.5万円 第5子以降 約2.8万円 〔第1子から順に、1250、 1400、1830、2260、 2500SEK〕	
所得制限	有り(2012年6月～) 年収960万円 （夫婦と児童2人世帯） ※所得制限額以上の者 に対しては、当分の間の 特例給付として、一律 0.5万円を支給。	無し	有り(2015年7月～) ・50%減額 年収69,309€(約810万 円)超 ・75%減額 年収92,381€(約1,080 万円)超 ※児童数に応じて変動 （上記は子2人の場合） ※世帯の所得額により 判断	有り(2013年1月～) 年収50,000 £ (約660万 円)を超える所得者を 世帯に含む場合は、 超過額に応じて 支給額の一定割合 が課税対象となる。	無し	
備考 （税制）	・扶養控除有り(16歳以上 の扶養親族がいる場合) ・児童手当は非課税	児童扶養控除、養育教 育控除有り(児童手当との 選択制)	子どもの多い世帯ほど税 負担が軽減(N分N乗方 式)	児童税額控除有り	なし	児童税額控除有り

（注） 換算レートは、1ユーロ(€)＝117円、1ポンド(£)＝132円、1スウェーデンクローネ(SEK)＝11円(令和2年7月中の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場)

（資料）厚生労働省「2019年 海外情勢報告」、JLPTデータブック「国際労働比較2019」による。

10

児童手当に関する閣議決定等

児童手当に関する閣議決定等①

少子化社会対策大綱（抜粋）（令和2年5月29日閣議決定）

2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

I-2（1）子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等） （子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減）

○児童手当の支給・在り方の検討

- ・家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的として、中学校修了までの児童を対象として児童手当を支給する。
- ・児童手当について、多子世帯や子供の年齢に応じた給付の拡充・重点化が必要との指摘も含め、財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討する。

12

児童手当に関する閣議決定等②

全世代型社会保障検討会議第2次中間報告（抜粋）（令和2年6月25日）

（5）多子世帯への支援

多子世帯に配慮し、子育て、教育、住居など様々な面での負担の軽減策を推進する。児童手当について、多子世帯や子供の年齢に応じた給付の拡充・重点化が必要との指摘も含め、財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討する。

全世代型社会保障改革の方針（抜粋）（令和2年12月15日閣議決定）

第2章 少子化対策

2. 待機児童の解消

（前略）

その際、児童手当については、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）等に基づき、高所得の主たる生計維持者（年収1,200万円¹以上の者）を特例給付の対象外とする。

児童手当の見直しの施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年（2022年）10月支給分から適用する。

これらのために、令和3年（2021年）の通常国会に必要な法案の提出を図る。

また、少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組を進める。その際、児童手当について、多子世帯等への給付の拡充や世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘も含め、財源確保の具体的な方策と併せて、引き続き検討する。

¹子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合

13

児童手当に関する閣議決定等③

財政制度等審議会建議（抜粋）（令和2年11月25日）

（4）子供・子育て ④児童手当の見直し

現行の児童手当制度においては、所得制限を超えている者に対しても、「当分の間」の措置として月額5,000円（年額6万円）の「特例給付」が支給されている。昨年10月から開始した幼児教育・保育の無償化（3～5歳）において、高所得世帯も含めて家計の負担を軽減させる効果が生じていることや、消費の実態や多制度の例も踏まえ、所得制限を超える者への特例給付については、廃止すべきである。

また、支給に当たっては、世帯の中で最も所得が高い者（主たる生計者）の所得が所得制限を超えなければ、世帯全体の所得にかかわらず支給対象となる仕組みとなっている。平成4年（1992年）以降、共働き世帯数が専業主婦世帯数を超えるなど世帯における就労形態が多様化しており、他の制度においては、世帯合算の所得状況により給付額等の判断がなされる例も多い。子ども・子育て支援の在り方に配慮しながら、足もとの状況変化や公平性の観点等を踏まえ、世帯合算の所得に基づき支給を判断する仕組みに変更すべきである。

14

児童手当に関する閣議決定等④

成長戦略フォローアップ（抜粋）（令和2年7月17日閣議決定）

6. 個別分野の取組

（2）新たに講ずべき具体的施策

iii) スマート公共サービス

①デジタル・ガバメントの推進

- ・民間アプリ会社と連携して子育て手続をデジタル化し、子育て世帯の負担軽減や自治体の業務効率化を実現する「子育てノンストップサービス」について、2020年3月に公表したロードマップに基づき、まず児童手当の現況届と定期の予防接種を対象に2023年度からの全国展開に向けて取り組むとともに、保育や乳幼児健診などその他の手続についても検討を進め、妊娠前から就学前まで切れ目なく最適なタイミングでサポートする環境の実現を図る。

－児童手当の現況届の一層の簡素化について2020年度中を目途に検討を進め、その結果を踏まえて必要に応じた制度整備を行うとともに、2021年度を目途とした試行運用の実施に向けて現況届のデジタル化に係るデータ標準や標準アーキテクチャー等の検討を進める。

（参考）児童手当の現況届 様式例

（児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）様式第6号）

※ 施行規則改正により、現況届も含め、各種様式の押印欄を削除済
（従来より、自治体の判断により押印不要とすることは可能）

15